

令和2年度大河原町における遊休農地の利用意向調査結果について

R3.4.26 現在

今回の意向調査は、農地法に基づく遊休農地に関する措置として農業委員会が毎年1回、農地の利用状況を調査し、遊休農地の所有者に対する意向調査を実施することにより行われました。

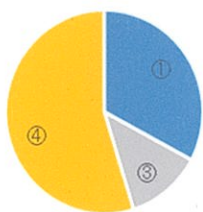
また、今回の調査方法については、前年度（令和元年）の遊休農地と比較し新たに遊休農地として発生した農地所有者に対して調査したものです。調査対象 92 戸のうち 71 戸から調査書を回収し、回収率 77.1%となりました。

回答方法は、①から④のいずれかを選択する方法で、地目別にみると畑が 58 筆、42,595 m²で全体の 48%、田が 97 筆、46,205 m²で 52%になっております。

○畑	①農地中間管理機構の利用	15 筆	11,720 m ²	8 戸	27.5%
	②自ら権利設定または移転を行う	0 筆	0 m ²	0 戸	0%
	③自ら耕作	12 筆	7,301 m ²	7 戸	17.2%
	④その他	31 筆	23,574 m ²	17 戸	55.3%
	計	58 筆	42,595 m ²	32 戸	100.0%

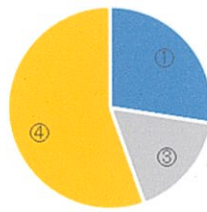
○田	①農地中間管理機構の利用	36 筆	17,437 m ²	15 戸	37.7%
	②自ら権利設定または移転を行う	0 筆	0 m ²	0 戸	0%
	③自ら耕作	9 筆	3,733 m ²	7 戸	8.1%
	④その他	52 筆	25,035 m ²	25 戸	54.2%
	計	97 筆	46,205 m ²	47 戸	100.0%

全体



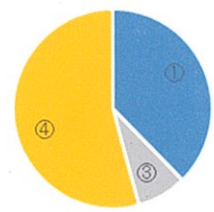
■ ①中間管理機構 ■ ②自ら設定・移転
■ ③自ら耕作 ■ ④その他

畑



■ ①中間管理機構 ■ ②自ら設定・移転
■ ③自ら耕作 ■ ④その他

田



■ ①中間管理機構 ■ ②自ら設定・移転
■ ③自ら耕作 ■ ④その他

回答例 畑：山林化しているので耕作不可能、畑に行く道路がない、耕作する人がいない、梅畑で年2回草刈りしている等

田：高齢のため耕作できない、山林化している、年2回草刈りしている等